

官報 号外 昭和六十年十一月二十一日

○第一百三回 衆議院会議録 第六号

昭和六十年十一月二十一日(木曜日)

議事日程 第六号

昭和六十年十一月二十一日

午後一時四分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、原子力委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、運輸審議会委員、電波監理審議会委員及び地方財政審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

御報告申し上げます。

御承知のとおり、電力需要は、国民の生活水準の向上等に伴い、今後とも着実に伸びることが想定されておりますが、電気事業は、これに対応し、安定供給を確保するため、引き続き電源開発等に巨額な設備投資を行うことが必要であります。

電気事業の設備投資は、民間設備投資の中でも大きな地位を占めるものであり、去る十月の内需拡大に関する対策においても、追加投資の要請を行われているところであります。

本案は、このような電気事業の設備投資について、その資金調達の円滑化を図らうとするものでありますとして、その主な内容は、

第一に、法律の題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法」に改めること、

第二に、本年度末で失効する法律の有効期限を延長し、「当分の間」とするとともに、一般電気事業会社の社債発行限度を現行の四倍から六倍に引き上げること、

第三に、一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例を廃止すること

等であります。

本案は、去る十一月六日当委員会に付託され、同月十三日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、同月十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと譲り合意した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

○本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

昭和六十年十一月十四日

運輸委員長 三ツ林弥太郎

衆議院議長 坂田 道太殿

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は昨二十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人權擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等

の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取

及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月二十日

法務委員長 片岡 清一

(質問)

(坂田 道太殿)

(衆議院議長 坂田 道太殿)

(質問)

(草

(章)

(草)

原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十月二十二日

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿

原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問主意書

原子力基本法第二条(基本方針)に規定されて

いる「公開の原則」は、昭和二十九年四月の日本

学術会議の「原子力の研究と利用に関する問題は、

民主、自主の原則を要求する声明」に示され、

これが基本法に取り入れられたものとされてい

る。

この声明においては、「わが国において原子

兵器に関する研究を行わないのは勿論、外国の

原子兵器と関連ある一切の研究を行つてはなら

ないとの固い決意をもつてゐる。われわれは、

この精神を保障するための原則として、まず原

子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に

公開され、国民に周知されることを要求する。

この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が

自由に健全な発達をとげるため欠くことのでき

ないものである」と述べられている。

更に日本学術会議は、昭和四十九年六月、

「ふたたび原子力平和利用三原則についての勧

告」において、「最近の全般的な環境汚染と関連

して、国民の健康と安全を守ることがますます

重要になつてゐる。従つて企業機密に名をかり

て、必要な資料の提供を拒否することは、絶対

に許されない」と主張している。

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原

則中の「公開の原則」に関する質問に対する答弁

書

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瀬長龜次郎君提出六十年産さとうき

ひ生産者価格等に関する質問に対する答弁書

「原子力技術の現状が日本中の科学者に公平に公開されれば、現在の技術では、ここまで安全だといふことがわかる。公開の原則はこの意味をもつてゐる。それが秘密にされたのでは、どうしても一方の側の意見を聞けということになるとどうする」(昭和四八年五月九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 中島参考人)

「国益上の秘密というのには、むしろ時間の問題で、国益上公開を待つてほしいということはあると思うが、そうでない限りは国益の問題は機密に属しない」(昭和五十三年四月十九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 有澤参考人)

「企業秘密のゆえをもつて安全性を犠牲にするわけにはいかない」(昭和五十四年二月二十二日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 大平内閣総理大臣)

「公開の大原則は官民を問わず順守すべきものである。企業秘密の名のもとに、いたずらに公開を拒むことのないよう十分に指導する」(昭和五十四年五月三十日、参議院科学技術振興対策特別委員会 大平内閣総理大臣)

「原子力の利用についての三原則があるから財産権の侵害あるいは核拡散にならないような範囲内において、できるだけ公開したい」(昭和五十五年十月二十一日、衆議院科学技術委員会 中川科学技術庁長官)

「右の意見又は答弁に照らし、安全確保の前に企業秘密、商業機密はあり得ないと考えるが、どうか。」

「仮に一部の情報、資料については、安全問題に關係があつても秘密を要するものがあり得るとするならば、その範囲、限界線を示されたい。」

「いわゆる核ジャック等を予防するための核物質防護対策については、核物質防護措置の内容を秘密にしてはじめて有効なものであるので、それが、これに対する政府の見解を示されたい。」

「一方、核物質防護に名をかりて、安全問題に關係する情報、資料を秘密にすることは許されないし、また核物質防護措置以外については、すべて公開されるべきものと考えるが、どうか。」

については、少なくとも安全審査の際の提出資料はすべて公開されるべきものと考えるが、どうか。

資料は、外國からの技術導入契約に基づいて秘密保持が義務づけられている。その商業機密の部分はほとんどを公開している。その商業機密の部分をできるだけ少なくするよう設置者を指導して「最近では非常に少なくなっている」むね

の答弁(昭和五十三年四月十九日、衆議院科学技術振興対策特別委員会 牧村原子力安全局長)がある。

この実績について、原子炉ごとの実例をあげ、公開資料と非公開資料の件数内訳の推移を示すとともに、今後の公開に関する基本方針を示されたい。

五 商業用原子炉以外の原子力施設について、安

全審査関係の資料のうち公開されたもの、外國との技術提携契約に基づいて公開されなかつたもの、別の理由で公開されなかつたものの、それぞれの件数内訳を、主要な実例をあげて示すとともに、今後の公開に関する基本方針を示されたい。

六 いわゆる核ジャック等を予防するための核物質防護対策については、核物質防護措置の内容を秘密にしてはじめて有効なものであるので、

が、これに対する政府の見解を示されたい。

一方、核物質防護に名をかりて、安全問題に關係する情報、資料を秘密にすることは許されないし、また核物質防護措置以外については、すべて公開されるべきものと考えるが、どうか。」

右質問する。

三 原子力基本法の精神及び政府の国会答弁等からみ、原子力関係の研究開発、利用施設のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく安全審査の対象となるもの

三 原子力基本法の精神及び政府の国会答弁等からみ、原子力関係の研究開発、利用施設のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

内閣衆議院第一号 昭和六十年十一月十九日

衆議院議長 坂田 道太殿 内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対する答弁書

〔について〕

平和の目的に限り原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を進めるという観点から、原子力利用の成果を公開することが重要であることはもちろんのこと、原子力の完全性について国民の理解を得て原子力利用を進めること、原子炉の設置の許可又は承認を行っていくことは重要であると考える。

〔について〕

原子力利用の成果を公開するに当たっては、財産権の保護、核不拡散等の観点から、ノウハウ等の商業機密、核不拡散上機密な情報等については、慎重に対処する必要がある。しかしながら、商業機密等に名を借りて非公開することは避けるべきであり、政府としては、このようないかすことのない十分指導していく所存である。

〔について〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）に基づく原子力施設の設置許可等に係る安全審査の際に提出される申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）については、商業機密等に関する部分を除き、できるだけ公開していく方針である。

〔について〕

また、申請書等については、今後とも、商業機密等に関するものを除き、できるだけ公開していく方針である。

〔について〕

原子炉の設置の許可又は承認（変更の許可又は承認）においては、新型転換炉ふげん発電所、高速増殖炉もんじゅ発電所に係るものなど合わせて三十一件の許可又は承認を行っているが、これらに係る申請書等はすべて公開している。また、再処理施設設備の変更承認についても、承認件数七件に係る申請書等はすべて公開している。このほか、ウラン濃縮原型プラントに係る加工事業の許可（一件）については、核不拡散上機密な一部のウラン濃縮技術を除き、公開している。

〔について〕

また、申請書等については、今後とも、商業機密等に関するものを除き、できるだけ公開していく方針である。

〔について〕

核物質防護に係る機密な情報等については、

〔について〕

非公開とせざるを得ない。しかしながら、核物質防護に名を借りて非公開とすることが避けるべきであり、政府としては、このようないかことのない十分指導していく所存である。

〔について〕

なあ、原子力利用の成果は、一つについて及び四つについて

昭和五十五年度以降における実用発電用原子炉の設置の許可（変更の許可を含む。）の件数及

び当該許可に係る申請書等の公開の状況は、別表のとおりであり、非公開の箇所は型の異なる

燃料集合体の共存性に関する資料の一部等いずれも商業機密に関するものである。

また、申請書等については、今後とも、商業機密等に関するものを除き、できるだけ公開していく方針である。

別表

年 度	設 置 (変 更) の許 可 (件 数)	中欄に掲 げる件 数のうち、申 請書等の中 に非 公開の箇 所を含むもの 件数
昭和五十五年度	十八件	三件
昭和五十六年度	十二件	二件
昭和五十七年度	十一件	二件
昭和五十八年度	十一件	なし
昭和五十九年度	八件	なし
昭和六十年度	三件	なし

自動車損害賠償責任保険に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十一年十一月一日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 坂田 道太殿

自動車損害賠償責任保険に関する質問主意書

私は、第九十五回国会より繰り返し自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の諸問題について政府の見解を求めていたが、納得できる解答を得ないので、再度多くの自動車等運転者から不満を寄せられている次の事項について、政府の見解を求める。

一 前国会において、自賠責保険加入者が負担する保険料（営業保険料）の内、純保険料と付加保険料の内訳を確認し、その中で、原動機付自転車の営業保険料八千円（一年契約）に占める純保険料が三千三百三十円（四一・六パーセント）で

しかも、保険会社の手数料等付加保険料が四千六百七十円と営業保険料の五八・四パーセントを占めているという料金体系の不合理について指摘した。一般的な表現を用いれば、商品本体代金よりも包装紙代の方が高額であり、か

つ、包装紙代込みでなければ販売しない制度と

いうことである。これは国が強制力をもつて行う制度として、正に欠陥と言わざるを得ないものである。この点についても、納得できる解答を得られず、多くの利用者から強い不満の声が寄せられている。この点について、自賠責議会に詰るなど、是正を検討する考えはないか、

再度見解を求める。

二 自動車保険（任意保険）においては、普通乗用車の保険契約者に対し原動機付自転車についても合わせて契約を行う制度、いわゆるミニバイク特約制度が一般化している。これは、普通自動車と原動機付自転車を別々に保険加入するよりも保険料が割安となり、四輪とミニバイクを併用している世帯が増加している実態にマッチした、歓迎すべきものと考える。自賠責保険についても、普通乗用車と原動機付自転車を一体化した契約制度を設けることにより、付加保険料の二重負担を解消することが可能と考えるが、これについての見解を伺いたい。

三 自賠責保険制度の運営を図る上で、医療費適正化が緊急課題であることを度々指摘してきた

が、正に自賠責保険制度の経済的破綻を回避するためには、是非でも実現しなければならない問題である。自賠責審議会の昭和四十四年答申において指摘されて以後、いまだ対応がなされていないまま保険料の大大幅上げを行うなど、行政の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。医療費適正化について、検討の進捗状況と見通しを具体的に明らかにされたい。

四 現在、損害保険会社及び農協共済における自賠責保険の運用益が課税対象とされており、昭和五十八年度において千百七十一億円の課税がされている。自賠責保険制度はノーロス・ノーブロフィット制の大原則の下に運営するものとされており、かつ被害者救済を主目的として国が強制するという、極めて強い公共性を有するものであり、本来この運用益は非課税とされてしかるべきものである。ましてや自賠責特別会計の収支が赤字となり、国民に大幅な負担増を強いている状況において、国民の理解を得られるものでは到底あり得ないと考える。これらの課税の撤廃について政府の見解を求める。

五 自賠責保険料及び自動車保険料(任意保険)について、火災保険料、生命保険料と同様に所得控除の対象とすべきであるという要望が、このところ極めて強くなっている。私が、かねがね申し上げているように、自賠責保険は被害者救済を主目的とした半社会保障制度的な國の制度であり、その保険料は税金に準ずる性格のものである。従つて自賠責保険料は、火災保険料や生命保険料に優先して所得控除の対象とすべきである。

政府はこの際、自賠責保険料、自動車保険料について所得控除の対象とし、加入者の経済的負担の軽減と、任意保険加入促進を図るべきと考えるが、これについて見解を伺いたい。

六 一部の損害保険会社において、自動車保険の契約を加入希望者の年齢、事故歴、車両の種類等によつて拒否をする、又は自社の代理店によつて拒否をする。

対し契約拒否の指導をしているという具体的な例がある。保険業務の公共性からあつてはならないことである。行政当局はこのような事実を確認しているのか、併せて見解を伺いたい。

右質問する。

内閣六十年十一月十九日

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対する答弁書

自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険料率の変更については、大蔵大臣が自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議会」という。)に詰つた上で認可しているところであるが、原動機付自転車のような純保険料の額の低い車種については、昭和六十年六月七日衆賀一〇二第三三号において述べたとおり、その営業保険料に占める純保険料の割合が小さくなるのは、やむを得ないと考える。

二について
自賠責保険に関する質問に対する答弁書

自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険料率の変更については、大蔵大臣が自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議会」という。)に詰つた上で認可しているところであるが、原動機付自転車のような純保険料の額の低い車種については、昭和六十年六月七日衆賀一〇二第三三号において述べたとおり、その営業保険料に占める純保険料の割合が小さくなるのは、やむを得ないと考える。

三について
自賠責保険は、その契約が車両単位で強制されるものであることから、普通乗用車の原動機付自転車を一体化した契約制度を広く利用されることは、やむを得ないと考える。

四について
自賠責保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険等」という。)は、長期的には收支相償うような運営がされているとはい、その運用の成果である運用益は損害保険会社等に帰属しており、また、法人税の基本的な考え方からすれば、事業年度を単位として他の保険収支等を含め当該損害保険会社等全体についての所得計算を行なべきものであるから、自賠責保険等に係る運用益のみを別異に扱い、これを非課税とすることは適当でないと考える。

五について
非業務用の自動車に係る自賠責保険の保険料及び自動車保険料は、その自動車の保有に伴う維持費の一種と考えられ、様々な国民の生活態様の中からこのような特定の家計支出を抜き出して税制上しん酌するにはおのずから限界があること、租税特別措置の整理合理化が急務とされていること等から、これらを所得控除の対象とすることは適当でないと考える。

六について
損害保険会社が、自動車保険等一般の保険の引受けに当たつて、諸般の状況を考慮して危険の選択を行うことは、保険契約者全体の利益のために当然必要であると考える。

七 一部の損害保険会社において、自動車保険の調査を充実する等、従来から、その支払の適正化に努めているところである。

なお、昭和五十九年十二月十九日の審議会答

申の趣旨を踏まえ、本年一月から、算定会及び損害保険会社において、医療費調査担当者に対する研修を強化するとともに、医療費調査担当者数の増員を行つており、また、算定会及び社団法人日本損害保険協会において、交通事故医療に関する調査、研究を強化するとともに、社団法人日本医師会の協力を得つつ責任保険についての診療報酬基準案の作成作業を進める等、

医療費適正化のために多大の努力がなされていると承知している。

四について
自賠責保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険等」という。)は、長期的には收支相償うような運営がされているとはい、その運用の成果である運用益は損害保険会社等に帰属しており、また、法人税の基本的な考え方からすれば、事業年度を単位として他の保険収支等を含め当該損害保険会社等全体についての所得計算を行なべきものであるから、自賠責保険等に係る運用益のみを別異に扱い、これを非課税とすることは適当でないと考える。

五について
非業務用の自動車に係る自賠責保険の保険料及び自動車保険料は、その自動車の保有に伴う維持費の一種と考えられ、様々な国民の生活態様の中からこのような特定の家計支出を抜き出して税制上しん酌するにはおのずから限界があること、租税特別措置の整理合理化が急務とされていること等から、これらを所得控除の対象とすることは適当でないと考える。

六について
損害保険会社が、自動車保険等一般の保険の引受けに当たつて、諸般の状況を考慮して危険の選択を行うことは、保険契約者全体の利益のために当然必要であると考える。

一について
損害保険ブールを設ける等の努力を払い、業界全体を通じて自動車保険の契約を拒否することが多い。しかし、契約者を厳しく選別していると承知している。

二について
損害保険業界全体として自動車保険の契約を拒否することは多発していないと承知している。

三について
損害保険に係る医療費については、自動車保険料率算定会(以下「算定会」という。)における調査を充実する等、従来から、その支払の適正化に努めているところである。

四について
島南西諸島における基幹作物であり、沖縄県においては、その栽培面積が畑作全耕地面積の三分の一、農業粗生産額では三分の一となり、県内約四万四千の農家の八五パーセントがさとうきび作に從事しているなど、沖縄県農業では重要な地位を占めている。

五について
今回の価格決定は、さとうきび生産農家の切実

な要求を全く無視したものであり、政府自ら「生産の振興を図る」として策定した第二次沖縄振興開発計画の趣旨とも矛盾し、基幹作物であるさとうきび生産に重大な打撃を与え、生産農家の経営と生活を一層悪化させるものである。

従つて、以下の点について質問したい。

1 さとうきび価格について、生産農家は「せめて生産費を償える、少なくともトン当たり二万六千円の最低生産者価格の実現」とその引き上げを強く望んでいた。また、沖縄県議会をはじめ農業団体などは、価格決定に際して「生産を十分確保できるよう設定してほしい」旨要請を行つてきた。

にもかかわらず政府は、六十年産さとうきびの生産農家手取り価格を据え置いた理由はなぜか、具体的に説明されたい。

また、農家手取り価格は、昭和五十六年から昭和五十九年の四年間にたつた六十円しか引き上げられず、経営費や物価の値上がりを考えれば事実上の引き下げと言つても過言ではない。

この点についても明確な理由を説明されたい。

二 さとうきび生産農家手取り価格は、昭和五十年以降農林水産省が発表する生産費さえ大幅に下回つて決定されている。

例えば、五十九年産さとうきびでみると、農家取り価格はトン当たり二万四百七十円であるが、これに対して農林水産省が公表したトン当たりの生産費は二万五千三百十六円となつていて。つまりトン当たりの農家手取り価格は、生産費より三千八百四十六円もマイナスとなつている。

これを生産農家全体でみると、沖縄県の昭和五十九年産のさとうきび生産実績は、百七十八千三百十六トンなので、六十五億七千八十八万円の手取り減になる。

農家手取り価格が、政府自ら公表した生産

費より大幅に下回つて決定されている状態が続いていることについて、納得のいく説明をされたい。

更に、生産費を割る価格で、政府が言うように「再生産を確保すること」を正に決定したなどと言えるのか、明確に答えていただきたい。

2 生産農家は「これでは採算も合わなく生産意欲ももない」「肥料、農薬も制限せざるを得なく増産も困難だ」との卒直な意見を述べている。

政府は、かかる生産農家の経営の困難な実情について、どのように認識しているのか。

3 生産農家をはじめ農業団体などは、政府が今回のさとうきび生産者価格決定で行つたよな、最低生産者価格を百円引き上げておきながら他方、生産出荷奨励金を百円引き下げ、農家手取り価格を据え置くという操作をやめて、「奨励金」を最低生産者価格に織り込み、生産費を償えるよう最低生産者価格を引き上げるべきだと要求している。

これについての政府の見解を伺いたい。

三 政府は第二次沖縄振興開発計画で、「基幹作物であるさとうきびについては、国内甘味資源の確保を國の觀点から生産性及び品質の向上を基本に生産の振興を図ること」とし、収穫機の開発普及、優良品種の育成導入と健全種苗の普及、病害虫の防除等を積極的に推進する」と述べている。

しかし、沖縄県におけるさとうきび作農

は、基盤整備の立ち後れ、台風、干ばつ、病害虫による被害が依然として重大な問題であり、肥料、農薬などの値上がりと相まって一段と経営を圧迫する要因となつていて。

さとうきびの最低生産者価格については、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第二百九号）により、農業パリティ指數に基づき算出される価格を基準とし、さとうきびの生産費、競合作物の状況、物価その他の経済事情を参考し、さとうきびの再生産を確保することを旨として決定することとされている。昭和六

の進捗状況並びに予算措置、目標達成の見通

しを明らかにされたい。

イ 水資源の確保、かんがい排水路及び

場、農道等の土地基盤整備

ハ 優良品種の育成導入と健全種苗の普及

ニ 病害虫防除対策

ホ 試験研究機関の拡充・強化

ロ さとうきび収穫作業の機械化の促進

ハ 優良品種の育成導入と健全種苗の普及

2 政府は「臨調行革」、「財政再建」と言いながら、軍事費だけは突出させ、他方で生産者価格を低く抑え、生産者農家の経営に打撃を与えている。

第二次沖縄振興開発計画でさとうきび作農業の振興を強調するならば、来年度以降、さとうきび作農業の振興に係る予算を大幅に増額すべきだと思うがどうか。そのための予算措置をどのように講じるつもりか。

第三次の2について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつゝ、これらの着実な実施に努めてまいりたい。

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつゝ、これらの着実な実施に努めてまいりたい。

適切な諸施策を引き続き講じていく必要があると考えております。昭和六十一年度予算編成においても、所要の予算の確保に努めてまいりたい。

右答弁する。

内閣衆質一〇三第八号

昭和六十一年十一月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
答弁書

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対する

書を送付する。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年十月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年十月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年十月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法

右

国会に提出する。

昭和六十一年十月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

情、生産農家の経営等を総合的に勘案して、最も生産農家価格を適正に決定し、これに奨励金を加えることにより、農家所得の確保に努めたところである。

沖縄県におけるさとうきび作農業について

は、農業基盤の整備、高能率収穫作業機械の導入、高精度で耐病性に優れた新品種の育成・導入と健全種苗の普及、病害虫総合防除対策事業等による病害虫の防除、沖縄県農業試験場に対する助成等の措置を鋭意講じているところである。

第三次の1について

沖縄県におけるさとうきび作農業について

は、農業基盤の整備、高能率収穫作業機械の導入、高精度で耐病性に優れた新品種の育成・導入と健全種苗の普及、病害虫総合防除対策事業等による病害虫の防除、沖縄県農業試験場に対する助成等の措置を鋭意講じているところである。

第三次の2について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の3について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の4について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の5について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の6について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の7について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第三次の8について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、

第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつ

つ、これららの着実な実施に努めてまいりたい。

第一条中「及びガス」及び「及び一般ガス事業会社」を削り、「これらの会社」を「一般電気事業会社」に改める。

(昭和二十九年法律第五十一号第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)を削り、「電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条」を「当分の間、電気事業法第三十九条ただし書」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えてはならない。

第三条中「又は一般ガス事業会社」、「又は商法第二百九十七条及び「又はガス」を削る。

第四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)
(経過措置)

2 改正前の一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法第二条に規定する一般ガス事業会社の社債の募集について

は、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 その他

罰則の過料の額を引き上げるとともに、法律の失効及び失効後の経過措置に関する規定を削除する。

5 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

6 経過措置
一般ガス事業会社の社債の募集について

債発行限度額の大倍に引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るため、一般電気事業会社の社債発行限度の特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を商法の社債発行限度額の六倍に引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正
法律の題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法」に改める。

2 一般ガス事業会社に関する規定の削除
一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例を廃止する。

3 社債発行限度の特例の改正
一般電気事業会社の社債発行限度額を、当分の間、資本及び準備金の総額又は純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えない範囲内ですることに改める。

昭和六十一年一月十五日

衆議院議長 坂田 道太殿 商工委員長 細谷 茂

本案は、一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るために、従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るために、従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。